

札幌市生成 AI 利用指針

令和 5 年（2023 年）12 月 28 日
デジタル戦略推進局長決裁

1. 目的

本指針は、札幌市が生成 AI を業務利用するにあたり遵守すべき事項を定めたものである。

2. 札幌市生成 AI 利用ガイドライン群における本指針の位置づけ

本指針は、札幌市生成 AI 利用ガイドライン群（以下、「ガイドライン群」という。）における最上位の規定であり、これを遵守するために必要な事項については、実践ガイドブックとして別にまとめる。また、ガイドライン群における管理名は「AI-HR001_札幌市生成 AI 利用指針」とする。

なお、本指針における用語は「AI-HR000_札幌市生成 AI 利用ガイドライン群管理規程」（令和 5 年12月28日デジタル戦略推進局長決裁）に従う。

3. 手続

生成 AI 等又は生成 AI 等を使用したサービスを利用する場合には、事前にデジタル CoE への実施申請を行うこと。

4. 遵守事項

業務において生成 AI 等又はその生成物を利用する場合には、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 生成 AI 等又はその生成物を利用する場合には、著作権、肖像権、商標権、意匠権その他の他者の権利を不当に侵害しないよう配慮すること。
- (2) 生成 AI 等又はその生成物を利用する場合には、本ガイドライン群に限らず、国等の法令、本市の条例規則・内規、各事務の関係規定・通達等について、違反することがないかをよく確認したうえで利用の是非及び方法について判断すること。
- (3) 生成 AI 等又は生成 AI 等を使用したサービスを利用する場合には、サービス提供事業者による利用規約・制限事項等を確認し、本指針や札幌市情報セキュリティポリシー等に違反しないことを確認してから利用すること。
- (4) 外部の生成 AI 等又は生成 AI 等を利用するサービスを用いる場合には、取り扱う情報資産を重要性 3 に限ること。ただし、利用規約、契約、設定等により、入力された情報が、当該生成 AI 等の学習（再学習を含む）に用いられないことが明らかな場合には、住民情報、機密情報その他の札幌市情報公開条例第 7 条に定める非公開情報（以下、「非公開情報」という。）を除く

重要性 1 の情報資産まで扱うことができる。

5. 禁止事項

生成 AI の特性に鑑みて、次の各号に定めるとおり、業務上の生成 AI 等の開発、利用及び再学習（以下、「生成 AI 利用等」という。）における禁止事項を定める。利用者は、これを遵守するとともに、禁止される理由について十分に理解し、業務上の生成 AI 利用等が適切なものとなるよう努めなければならない。

- (1) 生成 AI 利用等においては、非公開情報を扱ってはならない。
- (2) 生成 AI 等は、あくまで本市職員（人間）が使う道具の一種として取り扱うものとし、本市の生成 AI 等及びその生成物を本市職員以外の者に直接利用させてはならない。
- (3) 生成 AI 等の生成物を利用する場合には、本市職員による内容の精査及び必要な修正等を行うものとし、出力されたまま確認なく利用してはならない。